

省エネ型ノンフロン整備促進事業

(担当:地球環境局地球温暖化対策課フロン等対策推進室)

25年度要求額 7.05億円

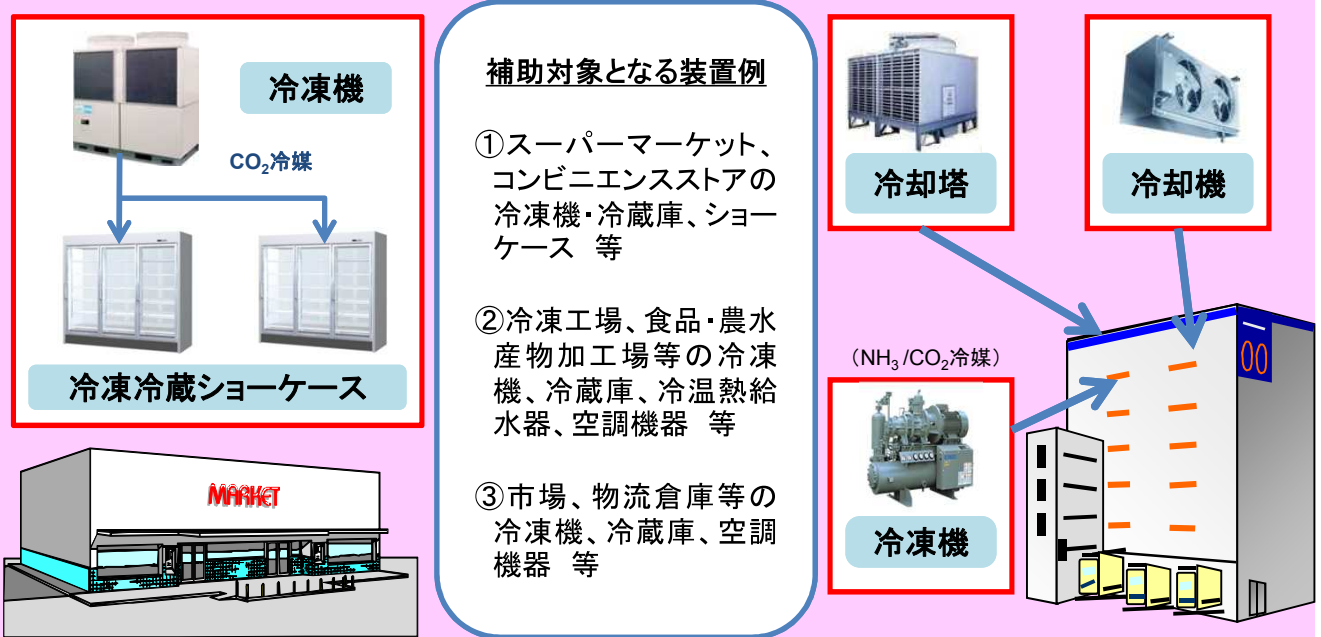
目的・意義

スーパーマーケットやコンビニエンスストアなどの小売店舗や、冷凍工場、食品・農水産物加工工場、及び市場、物流倉庫などの物流拠点等で冷凍、冷蔵、空調用に使用されている装置は、一般的に大量のエネルギーを消費していますが、近年、省エネルギー性能に優れ、かつ冷媒として、強力な温室効果ガスであるフロン類ではなく、格段に環境負荷の少ない自然冷媒（アンモニア、CO₂等の元来自然界に存在する物質）を利用した冷凍・冷蔵・空調装置（省エネ型ノンフロン冷凍等装置）が開発されています。

こうした省エネ型ノンフロン冷凍等装置を導入することによって、使用時の電力の節減を図ることができ、エネルギー起源CO₂（エネルギーの使用に伴い発生するCO₂）排出量の削減と冷媒の脱フロン化によるフロン類の排出削減を同時に推進できることから、本事業の実施によりその普及促進を図るものです。

事業内容

省エネ型ノンフロン冷凍等装置の導入に対して補助を行います。対象となる装置として、例えば次のようなものが開発されています。



補助内容

1. 補助対象者： 民間事業者
2. 補助対象事業： 既存の冷凍等装置を更新する際、あるいは新設する際に、省エネ型ノンフロン冷凍等装置を導入する事業
3. 負担割合： ノンフロン冷凍等装置導入費用とフロン冷媒冷凍等装置導入費用の差額の1/3を限度として補助します（工事費を含みます。）

装置導入費用の差額	
環境省	民間事業者
1/3	2/3